

令和6年第9回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和6年6月26日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室	
開 会 日 時		令和6年6月26日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和6年6月26日 午前10時20分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善	
	委 員	森 脇 直 美	
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善	
	事務局職員	管理課長	諸 井 公
		指導室長	藏 光 貴 弘
		生涯学習課長	車 塚 洋
情報館長		川 原 田 恵	
海事記念館長		菅 原 卓 己	
B&G海洋センター所長		千 葉 隆 行	
温水プール館長		石 田 秀 之	
管理課総務係長		神 奈 緒 美	
その他の者			

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第37号	太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について 【原案可決】
	議案第38号	史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を定めることについて【原案可決】
6		閉会

令和6年第9回厚岸町教育委員会

令和6年6月26日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和6年第9回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の
会期を本日、6月26日の1日間といたしますがよろしいで
しょうか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和6年5月28日に開会した第8回教育委員会の会議録の
承認についてありますが、会議録署名委員の田辺委員、
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま
す。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定によ
り、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第37号「太田・片無去地区学校運営協議
会委員の任命について」を議題といたします。

 職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第37号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」その提案理由と内容を、ご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命につきましては、去る5月28日に開催された「第8回厚岸町教育委員会」議案32号で委員の任命について、ご承認をいただいたところではありますが、厚岸町学校運営協議会規則第8条第1項に規定する「コミュニティ・スクールに在籍する児童または生徒の保護者」の区分の「加藤雄大（よしひろ）さん」と「コミュニティ・スクールの運営に資する活動を行う者」の区分の「小川勝基（かつのり）さん」が、それぞれ団体の担当代えにより、辞任の申し出があったことから、厚岸町学校運営協議会規則第8条第3項の規定により、新たな委員を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

氏名等であります。氏名、大貫 洋（だいかん ひろし）さん、長島 悟さんの2名であります。なお、区分、生年月日、住所は記載のとおりとなっておりますので説明を省略をさせていただきます。任期は、辞任した委員の残任期間であります令和6年6月1日から令和8年3月31日までとなっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第37号「太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命について」のご説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、太田・片無去地区学校運営協議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第38号「史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を定めることについて」を議題といたします。
職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習 課長 ただ今上程いただきました、議案第38号「史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を定めることについて」、その提案理由及び内容について、ご説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

国の指定文化財である史跡国泰寺跡については、その保存活用の観点から、整備計画実施に向け、これまで整備事業を推進してまいりました。

平成23年度には、史跡国泰寺跡整備検討委員会を設置し、現在に至るまで、今後の整備計画の骨子となる「基本計画」の立案を目指してまいりました。

しかし、令和5年度に文化庁と北海道教育委員会、そして、厚岸町教育委員会の3者で協議をしたところ、先ほど申しました、「基本計画」の前段に位置付けられております、「保存活用計画」、こちらをまず作成すべきとの指摘を受けたところであります。

つきましては、国指定史跡国泰寺跡の「保存活用計画」を策定するための史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会を設置するにあたり、必要な事項を定める必要があることから、本要綱を制定するものであります。

要綱の内容であります。

第1条は、設置について定めるもので、国指定史跡である国泰寺跡の適正な保存管理及び活用に関する計画を策定するため、史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会を設置すると、するものであります。

第2条は、所掌事項について定めるもので、委員会は、国泰寺跡の保存及び整備並びに活用に関する事項その他の厚岸町教育委員会教育長が必要と認める事項を検討し、及びその結果を教育長に報告するものとする、するものであります。

第3条は、組織について定めるもので、委員会は、委員5人以内をもって組織する。とし、第2項は、委員は、識見を有する者及びその他の教育長が必要と認める者から教育長が委嘱する。

第3項は、教育長は、事業の目的を達成するために必要があると認めたとき、又は委員会からの要請に基づき、委員を追加で委嘱することができる。

第4項は、委員の任期は、計画が策定されるまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。とするものであります。

第4条は、委員長及び副委員長について定めるもので、委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。とし、第2項は、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

第3項は、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。とす

るものであります。

第5条は、会議について定めるもので、委員会の会議は、委員長が招集する。とし、第2項は、委員長は、会議の議長となる。

第3項は、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第4項は、会議の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5項は、委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。とするものであります。

第6条は、庶務について定めるもので、委員会の庶務は、生涯学習課海事記念館文化財係において処理する。とするものであります。

第7条は、委任について定めるもので、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。とするものであります。

附則であります。

第1項は、施行期日等について定めるもので、この訓令は、令和6年7月1日から施行する。とするものであります。第2項は、失効について定めるもので、この訓令は、史跡国泰寺跡保存活用計画の策定が完了した日に、その効力を失う。とするものであります。

以上で、議案第38号「史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を定めることについて」の提案理由とその内容についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を定めることについてであります。これから質疑を行います。

す。

- 濱委員 設置要綱は、どのような場合、必要なんでしょうか。
 主旨が違いかもかもしれませんが、変な話、要綱がなくても策定委員会はなどは開催できますよね。わざわざ、要綱を作らなければならないのでしょうか。

- 生涯学習 町では報酬などを支払う場合があるため、要綱を作成し
 課長 ています。

- 濱委員 謝礼を支払うために要綱を作成しなければならないのかな。私は各種、策定委員会に委員として出席していますが、要綱を示されたことはないんですよね。もしかしたら、作っているのかもかもしれませんが、たまたま参加者に示されないで委員会を開催しているのかもかもしれませんね。
 わかりました。

- 教育長 ほかに質疑はありませんか。

- 田辺委員 解釈の確認ですが、第3条の委員会は委員5人以内をもって組織する、これは5人を超えて委嘱もできるということでしょうか

- 生涯学習 委員については、各史跡の専門の方を担当分野として委
 課長 嘱することになっています。現状では5人満たない中で動いておりますので、今、任命している中、5人以内の中で追加となります。

- 田辺委員 規定上では、あえて5名以内なのだから、あとから追加したりするのは、第3項の規定がなくても5名以内の中で

委嘱できますよね。あえて3項の規定を設けるのであれば、5名を超えて特別な事情でこの人を委嘱したいとなる場合は、可能なのかなと思ったのですが。

●教育長 今の課長の説明だと第3項はいないかと思いますがいかがでしょうか。

●生涯学習
課長 大変、失礼いたしました。私の解釈が間違っておりました。この3項で明記している5人以内とはありますが、何らかの理由で委員が必要となった場合は、さらに追加で委嘱するということになります。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第9回教育委員会を閉会します。

次のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年6月26日

教 育 長

署 名 委 員

会議録作成者
